

10代で妊娠をした女性の状況から見える現状や子育て支援について、1833011、鏡 柚希、我謝美左子ゼミ

要約

はじめに、10代で妊娠した女性のことを、若年妊婦という。若年妊婦は、平成20年に改正された児童福祉法第6条の3第5項に規定された特に支援を必要とする特定妊婦になりやすい。そこで、本論文では、特に支援を必要としている特定妊婦の中の若年層に視点を当て、10代で妊娠し母親になる女性に対する子育て支援が不足しているのではないかという仮説を検証し、必要とされる支援について検討を行った。

まず第一章では、若年妊婦の傾向を明らかにするため、出生数・人工妊娠中絶から、妊娠数や、人工妊娠中絶の割合を出し、若年妊婦のリスクを検討する。また、子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について(第15次報告書)の事例2より、2つの事例に基づき支援を受けることの大切さや、支援と支援を受ける側の環境の関係性について述べた。

次に第二章では、子育て支援の現状を明らかにするため、子ども・子育て支援の目的となる「出産から就学までの切れ目のない支援」が行われているか、どのような支援があるかを、インタビューを行った女性2人が在住する2つの市を比べ検討した。

最後に第三章では、実際に10代で妊娠・出産をした女性2人にインタビューを取り、子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について第15回事例2より2つの事例との比較や、10代の妊娠・出産の現状や必要とされる子育て支援を検討する。

調査結果からは、子育て支援が不足していたわけではなく、支援を必要とする母親や、周囲が支援の種類や内容を認知していなかったことが明らかとなった。今回の調査からは、対象者が少ないことにもよるが、母親に対する子育て支援が不足しているという仮説は立証されなかった。また、支援を利用するには、支援を受ける側の環境が関係しており、支援の種類や内容を認知していても、支援を受ける側の環境が整っていなければ、支援を受けることが困難であるということが明らかになった。このことを踏まえ、若年妊婦を含む特定妊婦やその周囲に対し、妊娠、出産、子育てを支える、子ども・子育て支援に関する情報を伝え、支援の活用を促す必要があると考える。